

公益財団法人 P H O E N I X 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人 P H O E N I X と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、木材および合板等に関する資料や情報等を広く収集し、広く一般の市民を対象に公開・展示する。それにより、森林資源の持続的有効活用、日本の林業と木材関連産業の振興と発展を図り、もって C O 2 削減（温暖化防止）等に関する人々の意識を啓発し、より良い地球環境の創生と国民生活の向上に寄与することを目的とし、さらに、経済的理由により進学または修学が困難な者に対し、奨学・育英事業を行い、あわせて社会教育の振興を図り、有為の人材の育成を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材や合板等に関する資料等の収集および展示・公開
- (2) 木材や合板等の有効利用および需要拡大等に資する情報の普及事業
- (3) 木材や合板等に関する専門的な知識を有し、それを有効に活用することができる人材の育成及び自然環境教育事業
- (4) 書籍、グッズ等の企画、制作及び販売
- (5) 学生を対象とする奨学・育英事業
- (6) 木材や合板業界に貢献した者を対象とする助成事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産および会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(財産の抛出)

第7条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、理事長又は理事長が指名する理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 11 条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 12 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第 1 項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 この法人は、第 2 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 6 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 13 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 14 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 15 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定 数)

第 16 条 この法人に、評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(選任等)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

6 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 16 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 20 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 500 万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

3 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(7) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

4 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 23 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

- 第 24 条** 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 27 条** 評議員会の決議は、「一般社団・財団法人法」第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 32 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第 32 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、5 名以内を「一般社団・財団法人法」第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 33 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

- 4 理事会は、その決議によって、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は1名、専務理事は1名、常務理事は1名以内とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（監事の選任）

第34条 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務・権限）

第35条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 37 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。ただし、増員により選任された監事の任期は他の現任監事の任期に合わせて短縮することは出来ない。

4 役員は、第 32 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 38 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3

分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第39条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員に対する報酬のほか、役員に対する理事会出席日当を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第41条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(設置)

第42条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第 40 条の責任の免除

3 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈した者又はこれらの者の親族が法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(種類及び開催)

第 44 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 35 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 45 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第34条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 17 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 55 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 17 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 56 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、

「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選定する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 60 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員及び賛助会費に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第63条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(2026. 6. 16 改訂)